

## 一般事業主行動計画

社員が、仕事と子育てを両立しながら、その能力を十分に発揮できるような働きやすい環境を整備するため、次のように行動計画を定めました。

1. 計画期間：2020年4月1日から2025年3月31日までの5年間

2. 内 容：

目標1 産前産後休暇や育児休業、育児休業給付金、育児休業中の社会保険料免除などについて、全社員に対し育児休業取得等制度の利用促進を図るため、公的制度や当社の制度内容の周知や情報提供を行います。

〔対 策〕

2020年4月～ 社内LAN、社内報を利用して社員及び家族に対して、情報提供を行う、また、希望者に対しては説明会を実施する。  
内容のわかりやすいものが入手できれば、パンフレット等を配布する。

目標2 妊娠中あるいは育児を行っている社員が相談できる窓口を整備します。

〔対 策〕

2020年4月～ 人事課にて相談を受け付け、内容に応じて、産前休暇から育児休業、復職までのスケジュールと手続などを整理した資料を作成し、説明する。

目標3 年次有給休暇取得の促進のための措置を設けます。

〔対 策〕

2020年4月～ 社員に付与する年次有給休暇のうち、計画年休として5日分を会社が指定して取得するものとする。

目標4 インターンシップを積極的に受け入れます。

〔対 策〕

2020年4月～ インターンシップの受入部署広げるなどによって、積極的に受入を行う。

以上